

日 薬 定 例 記 者 会 見 要 旨

日 時：令和4年5月11日（水）15：30～16：10

場 所：日本薬剤師会第2会議室

出席者：山本会長、森副会長、安部副会長、磯部専務理事

提出資料：

- ・新型コロナウイルス感染症の研究用抗原定性検査キットの販売に関する留意事項について（令和4年5月9日付 日薬業発第47号）

1. ウクライナの支援金について

山本会長より掲題の件について説明があった。主な内容は以下の通り。

ウクライナの支援のための支援金募集については、令和4年3月22日から5月9日の時点で合計408件、約1662万円が集まった。

今後、この他に入金が予定されている分と、日薬からの支援金500万円を合わせて国際薬剤師・薬学連合（FIP）を通じて送金を行う予定である。

2. 新型コロナウイルス感染症の研究用抗原定性検査キットの販売に関する留意事項について

磯部専務理事より掲題の件について説明があった。主な内容は以下の通り。

今般、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部及び、厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課より、新型コロナウイルス感染症の研究用抗原定性検査キットの販売に関する留意事項が整理された。

研究用抗原定性検査キットは、薬機法に基づく承認を受けておらず性能等が確認されたものではない。そのため、消費者が感染しているにもかかわらず、結果が陰性であった場合に、新型コロナウイルス感染症に罹患していないと誤解する等、本人の健康に重大な影響を与える可能性や周囲の者に感染を拡大させる恐れがある。

なお、研究用抗原定性検査キットの販売に当たり、薬機法に基づく承認を受けたものと誤認を与えるような表示や、新型コロナウイルス感染症の罹患の有無が判断できると誤認を与えるような表示を行う場合には、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）に違反する恐れがある。

薬局においては今後、研究用抗原定性検査キットの販売を控える等、引き続き薬事承認に基づき信頼性等が保証された医療用抗原定性検査キットの適切かつ積極的な取扱い・販売にご協力いただきたい旨を都道府県薬剤師会担当役員あてに通知をした。

3. 参議院厚生労働委員会の参考人について

森副会長より掲題の件について説明があった。主な内容は以下の通り。

令和4年5月10日に参議院厚生労働委員会が行われ、参考人として本会の意見を示した。

医薬品の緊急承認制度については、緊急時に他の医薬品に代替が困難な際に、必要性の高い医薬品にアクセスできるシステムの構築が必要であると意見を述べた。ただし、安全性の担保が前

提であるため等、未知の副作用の可能性を踏まえて一定期間、全例調査を検討すること等の必要性和、重大なリスクが起きた場合にすぐに承認を取り消せる仕組みも必要であると併せて主張した。

電子処方箋の活用については、処方情報や調剤情報は非常に機微な情報であるため、偽造処方箋の混入や電子処方箋の内容書き換えが行われないように、セキュリティーを含めた安全・安心な仕組みづくりが不可欠であると主張し、十分に安全性を検証した上で開始するように訴えた。

また、電子処方箋の導入に伴うシステム改修費については、国の補助金を踏まえても、導入する資金的な体力のない地域の薬局も存在すると指摘し、薬局が躊躇することのないように一層の支援拡充を要望した。

4. 第1回オンライン資格確認推進協議会について

安部副会長より掲題の件について説明があった。主な内容は以下の通り。

本日、令和4年5月11日の三師会による「オンライン資格確認推進協議会」の初会合で、本会はオンライン資格確認（以下、「オン資」）の導入推進のために実施してきた取組と、現場の薬局からの声を示したいと考える。

○日本薬剤師会の取組

- ・機関誌等での会員への普及促進に関する広報活動
- ・都道府県薬剤師会・担当者全国会議での説明及び啓発
- ・全国のエリア別ブロック会議での説明及び啓発
- ・都道府県及び地域薬剤師会での説明会等の実施
- ・会員や国民からのオン資の導入に関する質問対応など

○薬局等の現場からの声

- ・患者情報の活用で、今まで以上に安全・安心な薬物療法につなげることができる本システムは非常に有意義。その活用方法等については、好事例の共有も含めた薬剤師の生涯学習等に組み込むべき。
- ・特に、入院中や院内で投薬された薬剤情報が確認できることは、薬剤師の薬学的知見に基づく判断において重要なものとなる。
- ・オン資の稼働に向け、顔認証付きカードリーダーを設置したいが、業者の予定が埋まっており、順番待ちの状態が続いている。
- ・オン資を導入するために、LAN等の改築工事が必要となり、薬局が自腹を切って費用を負担している状態。また、導入後もランニングコストや管理運営や修繕等に係るコスト、レセコン補修費用が追加で発生してくるため、どうしても経営上の懸念がある。

（薬局における主な課題）

- ▶ レセプトのオンライン請求がなされている薬局が基本となるが、それ以外にも各薬局に導入されているシステムの接続状況により、薬局毎にネットワークの環境設定が必要になっており、オン資のシステムを単純に追加することができず、費用が高くなることもある。多くの薬局では既存のシステムと併存できるように作業が進められており、多くの作業時間を要し

ている（1薬局あたり、3.4時間程必要）。

- ▶ 薬局の休局時間や日に依頼することが多いため、土曜日の午後や日曜日に依頼が集中し、作業時間も要することもあり、業者が回らない状態である。
- ▶ 地域によっては業者の代理店が遠方であるところもあり、不具合が生じた際にもすぐには駆けつけてもらえない不安がある。

○今後の対応

- ・オン資の運用が現場にある程度、定着してきた段階で各道府県薬剤師会等を通じて、好事例を収集し、横展開することも検討する。この対応については厚生労働省、関係団体、保険者と連携していきたい。
- ・現在、約8割の薬局でオン資の導入について、手を挙げている状況である。ここから数値を伸ばしていくためには、これまでとは異なるアプローチが必要となる。対象への効果的な周知方法について、改めて検討する必要がある（オン資活用の好事例の紹介、電子処方箋の活用も含めたオンライン化の全体的なイメージの共有など）。
- ・薬局に対しての周知活動と共に、薬局を通じた国民への広報活動に資するツールや手段についても合わせて検討していく。
- ・業者においては作業の進行状況に格差が生じていく。作業が手一杯な企業は別の企業に一部の作業をお願いすることが可能なのかなどの企業同士の柔軟な連携の在り方をご検討いただきたい。
- ・厚生労働省においては、オン資活用における効果額等を推計値でも何かの数値で、適宜、示していただきたい

記者からの質問は以下の通り。

記者：ウクライナ支援金の振り込み 408 件について、都道府県薬剤師会や会員等の内訳を伺いたい。

安部副会長：個人や法人等、様々な名義でお振り込みいただいたため、詳細はとりまとめていない。

記者：新型コロナウイルス感染症の研究用抗原定性検査キットの販売に関する留意事項についてであるが、実際に販売を続ける店舗が見受けられるということか。

磯部専務理事：研究用抗原定性検査キットの販売は無規制であるため、現在も販売されている実態がある。本会としては、薬機法に基づき性能が担保されている検査キットを使用すべきと考える。

記者：医薬品調達業務を代行するボランタリーチェーンが拡大している現状について、日薬の見解を伺いたい。

山本会長：医薬品を正しく使用するために、薬剤師が存在している。これは、流通でも守っていくべきと考える。

記者：4月の調剤報酬改定で、地域支援体制加算については令和5年3月31日まで経過措置が取られている。そのため、薬局によっては改定の2年目に大きな影響を受けると考える。この件について伺いたい。

森副会長：令和4年3月末日時点で、調剤基本料1を算定している保険薬局において、令和4年4

月から調剤基本料3のハを算定することとなったものについては、調剤基本料1を算定している保険薬局とみなし、要件を満たせば、地域支援体制加算1・2を算定可能である。これに該当している軒数は把握をしていない。

記者：改定に伴う経過措置が、今後、恒常的になるのではないかと考える。日薬の見解を伺いたい。

森副会長：これまでも経過措置はあった。今回、地域支援体制加算については、機能がある薬局を評価するために4区分に分けられたものであると理解している。

山本会長：条件を満たしていない薬局は、この1年で努力をしていただきたい。そのための経過措置であると考えます。

記者：11日の参議院本会議で、経済安全保障推進法が可決された。薬局と薬剤師にはどのような影響があるのか、日薬の見解を伺いたい。

山本会長：昨今の国家情勢等も踏まえて可決されたと理解している。経済を安定させるためには、我々薬剤師、薬局も他人事ではない。協力できるところはしっかりと対応していきたい。

次回の定例記者会見は、令和4年5月25日(水)、17:00~17:30

以上